



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

\*13 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

..... 1

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第13号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月8日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限) 第10条 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。 (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。 ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ⑦ 16歳以上の運転者が、<u>幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させる場合</u> (イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に<u>小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させる場合</u> (ウ) 略 (エ) <u>タンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に運転者以外の者1人を乗車させている場合</u>  (オ) 略 イ 略 (2)~(4) 略</p> <p>(高速自動車国道等における権限行使) 第34条 法第114条の3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。)並びに一般国道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる道路をいう。)のうち一般国道</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限) 第10条 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。 (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。 ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ⑦ 16歳以上の運転者が、<u>幼児用座席に幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)</u>1人を乗車させる場合 (イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に<u>幼児2人を乗車させる場合</u> (ウ) 略 (エ) <u>道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路において、タンデム車(2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)にその乗車装置に応じた人員を乗車させている場合</u>  (オ) 略 イ 略 (2)~(4) 略</p> <p>(高速自動車国道等における権限行使) 第34条 法第114条の3の規定により、警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。)並びに一般国道(道路法第3条第2号に掲げる道路をいう。)のうち一般国道24号(京奈和自動車道)及</p>

24号（京奈和自動車道）及び一般国道42号（湯浅御坊道路）に係るものは、和歌山県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

び一般国道42号（湯浅御坊道路）に係るものは、和歌山県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

別記様式第3号（裏面）及び別記様式第3号の2（裏面）中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第1号アの改正規定（同号ア(イ)に係る部分に限る。）は、令和2年12月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。